

令和 6 年度

おいらせ町農業委員会

第 9 回 総会議事録

期日 令和 6 年 1 2 月 1 1 日

場所 おいらせ町役場分庁舎

第9回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場分庁舎

2. 開会期日 令和 6年12月11日（金）午後 4時00分

3. 閉会日時 令和 6年12月11日（金）午後 4時23分

4. 出席委員

1 番 日ヶ久保 浩幸 君	2 番 馬場 武雄 君	3 番 日ヶ久保 亨君
4 番 玉川 勉 君	5 番 沼舘 廣志 君	6 番 久慈 弘子 君
7 番 吉田 良紀 君	8 番 袴田 光雄 君	9 番 佐々木 明博 君
10 番 松本 一弥 君	11 番 柏崎 幸子 君	13 番 袴田 信男 君
14 番 上久保 辰視 君	15 番 久保田 信一 君	16 番 川口 勉 君
17 番 成田 健義 君	18 番 名古屋 誠一 君	19 番 松林 勝智 君

5. 欠席委員

12 番 坂井田 進 君

6. 会議に付した事件

- (1) 報告第21号 農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
- (2) 報告第22号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可申請の取消しについて
- (3) 報告第23号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- (4) 議案第39号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- (5) 議案第40号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- (6) 議案第41号 おいらせ町農用地利用集積計画の決定について
- (7) 議案第42号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- (8) 議案第43号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画（再配分）の要請の決定について

7. 会議録署名委員

7 番 吉田 良紀 君、8 番 袴田 光雄 君

8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 局長 柏崎 和紀 次長 川口 嘉大 主任主査 尾駁 淳

9. 書 記 主任主査 尾駁 淳

開会 午後4時00分

議 長	(修 礼) ただ今から令和6年度第9回総会を開催します。 ただ今の出席委員数は、19名中 18名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。 なお、11番 坂井田 委員については、欠席のむね連絡がありましたのでご報告いたします。 それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	ご異議なしと認め、7番 吉田 良紀 委員、8番 袴田 光雄 委員をお願いいたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の尾駸主任主査を指名いたします。 では、これより報告事項に入ります。 報告第21号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏崎事務局長)	はい。それでは、報告第21号について説明します。 議案書の1-1から1-3ページをご覧ください。 本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出を

議 長	したものであり、内容については記載のとおりです。 以上で議案の説明を終わります。 事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受け ます。 ないでしょうか。 (質疑・意見なし)
議 長	特にないようですので、報告第 2 1 号は報告済みとさせていただきます。 次に報告第 2 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用 許可処分の取消しについて」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏崎事務局長)	それでは、報告第 2 2 号について説明します。 議案書の 2 ページをご覧ください。 本件は、令和 6 年 2 月 9 日に開催した令和 5 年度第 1 1 回総会の 議案第 5 0 号で意見を求め、令和 6 年 3 月 1 1 日付け指令第 4 9 2 号で青森県知事許可処分を受け、太陽光発電設備設置を計画してお りましたが、積雪が多く、発電量を確保できないとの理由から、取 消ししたものです。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま

	す。 ないですか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、報告第２２号は報告済みとさせていただきます。 次に、報告第２３号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏崎事務局長)	それでは、報告第２３号について説明します。 議案書の３ページと、資料１と２をご覧ください。 照会は２件であり、内容については記載のとおりです。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ありませんでしょうか。 (質疑・意見なし)
議 長	特にないようですので、報告第２３号は報告済みとさせていただきます。

	次に議案事項に入ります。 議案第３９号「農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。本議案の中には、吉田 良紀 委員 の後継者が当事者となっている事案がございます。議案第３９号 番号５は、農業委員会等に関する法律第３１条第１項に規定する「議事参与の制限」に該当^{がいう}しますので、吉田 良紀 委員 は一時退出をお願いします。 （吉田 良紀 委員 退席）
議 長	それでは、吉田 良紀 委員の後継者が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏崎事務局長)	はい。それでは、議案第３９号番号５について説明します。 議案書の４－３ページと資料７をご覧ください。売買による所有権移転となります。 譲渡人は■■■■、譲受人は■■■■。 土地の所在は 内山平の田 １筆、面積は７８７平方メートルとなっております。申請書を精査した結果、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。

議 長	ありませんでしょうか。 (質疑・意見なし) 質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。吉田良紀 委員の入室を認めます。 (吉田 良紀 委員 入室)
議 長	吉田 良紀 委員にお伝えします。本件は、原案どおり決定いたしました。それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏崎事務局長)	はい。それでは、議案第 3 9 号残りの事案について説明します。議案書の 4－1 から 4－4 ページをご覧ください。 第 3 条許可申請は、贈与が 4 件、売買が 1 件、使用貸借が 1 件です。 番号 1 は、親族間贈与による所有権移転です。 資料 3 をご覧ください。 譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 豊栄二丁目の田 1筆、面積は6,493平方メートルとなっております。

番号2も、親族間贈与による所有権移転です。

同じく、資料3をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 豊栄二丁目の田 11筆、面積は合計10,168平方メートルとなっております。

番号3は、贈与による所有権移転です。

資料4をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 立蛇の畑 1筆、面積は1,037平方メートルとなっております。

番号4は、親子間による使用貸借です。

資料5と6をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 鶉久保山、向平の畑、田 17筆、面積は合計28,266平方メートルとなっております。

番号6は、売買による所有権移転です。

資料7をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 内山平の田 1筆、面積は1,113平方メートル

		となっております。 番号7は、贈与による所有権移転です。 資料8をご覧ください。 譲渡人は[REDACTED]、譲受人は[REDACTED]。 土地の所在は 上谷地の田 4筆、面積は9,956平方メートル となっております。 申請書を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しない ため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この 申請において周辺農地への影響は認められません。 以上で説明を終わります。
議	長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま す。ありませんでしょうか。…ないですか。はい。よろしいですか。 (質疑・意見なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第39号を残りの事案を原案どおり決定す ることにご異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議なしと認め、議案第39号を原案どおり決定いたします。 次に、議案第40号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用

	許可に係る意見について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事務局 (柏崎事務局長)	はい。それでは議案第４０号について説明します。 議案書の５ページと資料９、１０をご覧ください。 譲渡人は 外１名、譲受人は 。 土地の所在は、青葉二丁目の畑 ３筆、面積は合計１２，１７８平方メートルです。用途、転用の事由は特定建築条件付売買予定地となっております。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いします。
１０番 (松林一弥委員)	１０番 松林 一弥です。 それでは、調査の結果について説明します。１１月２９日に 松林会長、柏崎委員、柏崎事務局長、川口事務局次長の５人で調査を行いました。 番号１の申請地は、宅地分譲により専用住宅３８棟の建築を行います。汚水は合併浄化槽で処理し、雨水は道路に浸透枡を設置し、処理します。周囲は宅地化しており、農地への影響はないと考えます。
議長	調査員からの説明が終わりました。

	つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局 (柏崎事務局長)	はい、それでは説明します。 番号1の農地区分は、役場北部出張所から300メートル以内の農地であることから第3種農地と判断しました。 申請者は、住宅の不動産業を営んでおり、宅地分譲事業を計画しました。保育所、小学校、商業施設、福祉施設等あり、人口が増えている地域であることから、本農地を選定しました。通常、宅地分譲は不許可となりますが、特定建築条件を付することで許可が見込まれます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ありませんでしょうか。
7番 (吉田委員)	はい。7番 吉田です。 とりあえずこれはあの、売買ということになるんですか。
事務局 (尾畠主任主査)	はい。そうですね。
7番 (吉田委員)	この売買になるときはこの売買の金額は載せなくてもいいことになっているんですか。

事 務 局 (尾畝主任主査)	はい、吉田 良紀 委員の質問に対して回答します。 必ず載せるという項目ではないんですけども、事務局で押さえている情報では、５億５千万円です。
１６番 (川口委員)	もう一回お願いします。
事 務 局 (尾畝主任主査)	５億５千万円です。その分の残高もあるということは確認しています。
７番 (吉田委員)	はい。これ多分あの農業振興地域外だと思うんですけども、こういう場合は多分、税金の控除とかそういうのはないんですよ。
事 務 局 (尾畝主任主査)	はい、そうですね。農地として買うのであれば農業経営基盤強化促進法で８００万の控除とかあるんですけども。こちらは多分なくて。先ほど５億５千万円と言ったのは、すみません、土地の購入費だけでみると８千８百万円。それ以外に建築費が大きくあって、その辺含めて５億５千万円。
議 長	はい、いいですか。あとございますか。 (質疑・意見なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第４０号を原案どおり決定することにご

議 長	異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認め、議案第４０号を原案どおり決定いたします。 次に、議案第４１号「おいらせ町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏崎事務局長)	はい。それでは、議案第４１号について説明します。 議案書の６－１、６－２ページをご覧ください。 おいらせ町長より、令和６年１２月４日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。 権利の内容は、売買が４件となっております。 これにより集積される農地は８筆で、面積は合計１９，９２８平方メートルとなります。 計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ありませんでしょうか。…ないですか。 (質疑・意見なし)

議 長	質疑なしと認め、議案第４１号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	ご異議なしと認め、議案第４１号は原案どおり決定いたします。 次に、議案第４２号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画一括方式の決定について」を議題とします。 本議案の中には、日ヶ久保 浩幸 委員、日ヶ久保 亨 委員が当事者となっている事案がございます。 議案第４２号 番号７、９、１５は、農業委員会等に関する法律第３１条第１項に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、日ヶ久保 浩幸 委員、日ヶ久保 亨 委員 は一時退出をお願いします。 (日ヶ久保 浩幸 委員、日ヶ久保 亨 委員 退席)
議 長	それでは、日ヶ久保 浩幸 委員、日ヶ久保 亨 委員が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏崎事務局長)	はい。説明の前に資料の訂正をお願いします。議案書の７－５と７－６ページの表記番号と地目に一部誤りがあり、差し替え分を別途配布しておりますので、そちらをご覧くださいますようお願いいたします。併せて訂正等させていただきます。大変失礼いたしました。

	それでは、議案第４２号 番号７、９、１５について説明します。 議案書の７－３、７－４、７－６ページをご覧ください。 内容は、使用貸借権の設定が２件と賃借権の設定が１件となっております。 これにより集積される農地は１４筆で、面積は合計１７，５１９平方メートル、設定期間は５年間となります。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ありませんでしょうか。 (質疑・意見なし)
議 長	質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。日ヶ久保 浩幸 委員、日ヶ久保 亨 委員の入室を認めます。 (日ヶ久保 浩幸 委員、日ヶ久保 亨 委員 入室)
議 長	すみません、日ヶ久保 りょうと言いました。とおるさんです。

事 務 局 (柏崎事務局長)	ごめんなさい、間違えました。 両委員にお伝えします。本件は、原案どおり決定いたしました。 それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。 それでは、議案第４２号残りの事案について説明します。 議案書の７－１から７－５ページをご覧ください。 内容は、使用貸借権の設定が９件、賃借権の設定が３件となっております。これにより集積される農地は３９筆で、合計面積は７６，４１２平方メートル（約７．６ヘクタール）、設定期間は５から１０年間となります。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ありませんでしょうか。 (質疑・意見なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第４２号は残りの事案どおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	ご異議なしと認め、議案第４２号残りの事案をどおり決定いたします。

	次に、議案第４３号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利集積等促進計画再配分の要請の決定について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事務局 (柏崎事務局長)	はい。それでは、議案第４３号について説明します。 議案書の８ページをご覧ください。 内容は、使用貸借権の設定が１件となっております。これにより集積される農地は１筆で、面積は２，８６１平方メートル、設定期間は令和８年６月までとなっております。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ありませんでしょうか。 (質疑・意見なし)
議長	質疑なしと認め、議案第４３号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	ご異議なしと認め、議案第４３号を原案どおり決定いたします。 以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。 これで、第９回おいらせ町農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後５時２３分